平成２４年（フ）第２８８号
群馬県前橋市幸塚町99番地　オークハイツＢ―101号
債務者　星野　康彦
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２８９号
群馬県前橋市西片貝町２丁目399番地
債務者　星野千代美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２９０号
群馬県渋川市渋川819番地４
債務者　羽鳥　雅由
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３００号
群馬県伊勢崎市今泉町１丁目23番地11　エール１―106
債務者　髙井　香織
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０６号
群馬県前橋市下小出町３丁目26番地12　ハイツクレスト202号
債務者　塚越　　淳
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３０７号
群馬県前橋市幸塚町77番地　ロイヤルマンション幸塚210号
債務者　今井　清美（旧姓鹿島）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８７号
相模原市中央区陽光台３丁目８番19号　サマックスラークＣ101
債務者　上野　征子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３９０号
相模原市中央区田名3323番地５
債務者　古山　四郎
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３９１号
相模原市中央区氷川町15番13号
債務者　下井　弘晃（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３９２号
相模原市中央区清新２丁目６番11号　クレスト清新102
債務者　吉田みさを
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３９５号
相模原市南区旭町24番32号　フォーブル旭103号室
債務者　荒瀬　貞行
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４０１号
相模原市南区相模大野６丁目23番14―402号
債務者　小高優希子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３６６号
静岡県沼津市原594―２　ゾーヤボーネ202、住民票上の住所静岡県富士市吉原１丁目２番10号
債務者　髙田　総美
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１６５号
京都市伏見区深草正覚町１番地19　夕華荘102
債務者　廣瀬　奎子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４６２号
大阪府松原市北新町６丁目178番地の18
債務者　下門　春雄
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９４７号
大阪府羽曳野市誉田６丁目６番８号
債務者　津曲　典子（旧姓平良）
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９７２号
堺市南区晴美台４丁１番７―707号
債務者　髙橋かつゑ
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９９３号
堺市西区鳳西町１丁89番地７　第２末広ハイツ203号
債務者　橋本　清子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月11日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係